

2 医 安 第 9 1 1 号  
令和 2 年 1 2 月 1 8 日

関 係 団 体 の 長 様

愛 知 県 保 健 医 療 局 長  
( 公 印 省 略 )

営業時間短縮・休業の要請のエリア拡大及び期間延長について（通知）

営業時間の短縮・休業については、11月29日（日）から20日間、名古屋市の栄・錦地区にエリアを限定して要請しているところですが、新型コロナウイルス感染症第3波の感染状況等から、別紙のとおり対象エリアを拡大し、要請期間を延長します。

つきましては、貴団体員への周知に御配慮いただくとともに、引き続き、感染防止対策に御協力をよろしくお願い申し上げます。

< 県WEBページ掲載箇所 >

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>

担 当 生活衛生部医薬安全課

薬事グループ

毒劇物・麻薬・血液グループ

監視グループ

生産グループ

電 話 052-954-6303 (タ`ヤルイン)

052-954-6305 (タ`ヤルイン)

052-954-6344 (タ`ヤルイン)

052-954-6304 (タ`ヤルイン)

電子メール iyaku@pref.aichi.lg.jp

# 営業時間短縮・休業の要請 「エリアの拡大」と「期間延長」

区域

栄・錦地区

愛知県全域

期間

11月29日(日)～12月18日(金) ⇒ **17日(木)迄19日間・1日短縮**

12月18日(金)～1月11日(月)

25日間

対象

- 接待を伴う「飲食店」
- 酒類を提供する「飲食店及びカラオケ店」

法令

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項

# 対象施設と要請内容

## 特措法の規制対象※

◎ 接待を伴う飲食店  
(キャバレー・ホストクラブ等)

◎ 酒類を提供する飲食店  
(バー・クラブ等)

◎ 酒類を提供するカラオケ店

ガイドラインを **“遵守していない”** 施設  
(安全・安心宣言施設ステッカー 未 掲示施設)

**「休業を要請」**

ガイドラインを **“遵守している”** 施設  
(安全・安心宣言施設ステッカー 掲 示施設)

**営業時間短縮 (5時～21時)**

## 特措法の規制対象外

◎ 酒類を提供する飲食店  
(居酒屋等)

**営業時間短縮 (5時～21時)**

※ 特措法・施行令第11条(使用の制限等の要請の対象となる施設)

第1項第11号「キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設」

# 感染防止対策協力金の支給

1事業者あたり1日2万円・最大40万円

支給  
金額

1店舗あたり・1日4万円

最大100万円

条件

下記の2点を実施していること

- ①業種別ガイドラインを遵守
- ②「安全・安心宣言施設」に登録し、PRステッカーとポスターを掲示

■休業又は営業時間短縮を要請する施設

種類	施設	要請の内容
----	----	-------

■特措法の規制対象

接待を伴う飲食店 ※	キャバレー	・ガイドラインを遵守していない施設 (安全・安心宣言施設ステッカー未掲示施設) 「＝休業を要請」  ・ガイドラインを遵守している施設 (安全・安心宣言施設ステッカー掲示施設) 「＝営業時間短縮(5時～21時)を要請」
	ダンスホール	
	スナック	
	ラウンジ	
	ホストクラブ	
	キャバクラ	
	上記以外の接待を伴う飲食店	
酒類の提供を行う 飲食店  (特措法施行令第11条第1 項 各号に掲げる施設)	オーセンティックバー	
	ショットバー	
	スポーツバー	
	ダーツバー	
	カラオケバー	
	パブ	
	サロン	
	ナイトクラブ	
	ディスコ	
	上記以外の酒類の提供を行う飲食店	
酒類の提供を行うカラオケ店		

■特措法の規制対象外

その他の 酒類の提供を行う 飲食店	居酒屋	営業時間短縮(5時～21時)を要請
	大衆酒場	
	ビアホール	
	焼き鳥屋	
	焼き肉屋	
	上記以外のその他の酒類の提供を行う飲食店	

※「接待を伴う」とは  
 歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすことをいう (出典:風営法)